

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第46回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年9月29日

1 開 会

2 議 題

- (1) 東京都におけるリバウンド防止措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
- (2) 各部の対応について（報告事項）
○地域振興部

3 閉 会

東京都におけるリバウンド防止措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

9月28日、国では、東京都を対象区域とする新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を9月30日（木）に解除する決定を行った。

9月の下旬以降、東京都内の新規感染者数は減少が続いているものの、対策を緩めた途端、一気に感染が広がっていくリスクがあることから、東京都では、10月1日（金）から10月24日（日）を期間とするリバウンド防止措置を実施し、都民向けには、外出について、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請するとともに、事業者向けには、施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）を行うとしている。

また、国や東京都では引き続き感染拡大防止策としてテレワークの活用や休暇取得を推進・推奨している。

2 基本的な考え方

区としては、東京都と同様、現段階においては、引き続き警戒を怠らず対処を続ける必要があるものと捉え、会食などの感染リスクの高い行動や密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避、人との接触の低減に努める等の感染防止策を徹底しながら業務を継続する。

東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

また、この考え方については、原則として、東京都のリバウンド防止措置の実施期間とし、10月25日（月）以降、（ただし、イベントの開催制限については10月30日（土）までを）期限としていることから、10月31日（日）以降とする）の考え方については、東京都の示す対策を踏まえ、適宜変更を加えていく。

<職員の出勤について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、なるべく少人数の来庁や、混雑時における入場制限等への協力を要請するとともに、区側においては、待合場所でお客様の密集状況を引き起こすことのないよう配慮するとともに、申請・届出期限等の延伸、郵

送・オンライン形式による受付等を推進する。

- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

<東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・会館（北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館）及び各区民センターなどのホール・会議室及び屋内・屋外体育施設等については、夜9時までの開所とする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室については、感染防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・図書館、博物館等においては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避、と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、可能な範囲でオンライン形式による開催を検討する。なお、対面形式で実施する場合には、参加者の体調チェック、手指消毒などの感染拡大防止策を徹底するほか、ソーシャルディスタンスの確保や参加者が大きな声を出さないよう配慮しながら運営を行うこととする。

<基本的な感染予防策の徹底>

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和2年11月27日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

3 区貸し出し施設の取扱いについて

(1) 利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態の発生について回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理

者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- 上記以外の場所で、コーラスやカラオケ、演劇等の大きな声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、利用人数は定員の50%以下とし、原則としてマスクを着用し、他者との間隔を2m以上確保するとともに、利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行い、窓の開放等による換気の徹底に特に留意するほか、業界団体の定めるガイドラインに基づく対策を条件に可とする。
- ロックコンサート、スポーツイベント等の大声を伴うイベントの開催については、令和3年10月30日(土)までの期間、観客人数等は定員の50%以下とし、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- 参加者の水分補給は可とするが、食事(軽食・菓子等を含む)は不可とする。
- 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 今回のリバウンド防止措置期間中における貸出中止等によるキャンセル料については、時間帯を問わず全額を還付する。

東京都におけるリバウンド防止措置

令和3年9月28日
東京都

1. 東京都におけるリバウンド防止措置

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年10月1日（金曜日）0時から10月24日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請等を実施

①都民向け

- ・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

なお、10月25日（月曜日）以降の措置等の内容については、別途、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、決定する。

また、上記期間の終了前であっても、感染状況等に応じ、専門家の意見を聴取した上で、措置等の強化又は緩和を行うことがある。

2. 都民向けの要請

- **外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請**
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- **帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請** (法第24条第9項)
- **21時以降、飲食店等に入入りしないことを要請** (法第24条第9項)
- **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請**
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項） ・11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ・酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 （法第24条第9項） ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項）
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 ● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 （法第24条第9項）
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼（生活必需物資を除く。） ● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等の実施を要請（法第24条第9項） ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項） ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">・地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底について、協力を依頼・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底について協力を依頼・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することについて協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none">・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none">・入場整理の実施・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（※令和3年10月30日（土）24時まで）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）**

	施設の収容定員（※1）			
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～20,000人以下	20,000人超
大声なし （※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可	10,000人まで可
大声あり （※2）	収容定員の半分まで可			10,000人まで可

（大声なし）クラシック音楽、演劇等 （大声あり）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できることが必要

※2 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

- 営業時間の短縮（5時～21時）について、協力を依頼
- **業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）**
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底について、協力を依頼
- **接触確認アプリ等の利用奨励を要請（法第24条第9項）**

(7) 職場への出勤等

- **職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）**
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼

「東京都におけるリバウンド防止措置適用」に伴う区民施設等の
対応方針について

1 要 旨

令和3年7月8日（木）に発出された緊急事態宣言が同年9月30日（木）をもって解除されることとなったが、引き続き、東京都知事から新型コロナウイルス感染症再拡大防止のため、令和3年10月1日（金）から24日（日）までを期間として「東京都におけるリバウンド防止措置」が示されたため、これに基づく区民施設等における以下の対応方針について、了承を求めるものである。

2 東京都におけるリバウンド防止措置適用期間中（令和3年10月1日（金）から24日（日）まで）の対応方針

（1）区民施設

①施設使用料の取扱いについて

利用自粛等に伴うキャンセルについては、期間中の利用日におけるすべての利用時間帯において、申出があった場合に全額還付する。また、ふれあい館及びコミュニティアリーナの利用については、施設利用日の7日以内の申し出の場合半額還付となるが、利用者の混乱を避けるため、期間終了後7日後の利用日分まで、感染拡大防止のためのキャンセルについては全額還付とする。なお、利用した場合、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

②施設の利用制限等について

ア) 利用時間及び新規予約受付について

- ・感染防止対策の徹底を行った上で、21時までの利用を可とする（着替え等を含めて21時までに退館・退場する）。
- ・すべての利用時間帯において、新規受付を再開する。

イ) 利用の制限について

- ・利用の制限については、第46回危機管理対策本部決定のとおりとする。

（2）体育施設

①利用自粛等に伴うキャンセルによる使用料の取扱いについて

すべての利用時間帯において、キャンセルの申し出があった場合、使用料は全額振替又は還付の対象とする。

なお、10月25日（月）以降、リバウンド防止措置が解除される場合には、感染対策と日常生活を両立させることを基本とする政府の方針を踏まえ、原則として条例施行規則に基づき全額徴収とし、使用料の全額振替又は還付は行わない。

②団体貸切の取扱いについて

ア) 既予約分

- ・感染防止対策の徹底及び21時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて21時までに退館・退場する）。
- ・利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、21時以降を含む時間帯について、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

イ) 新規予約受付

- ・緊急事態宣言中、全ての利用時間帯において中止していたが、再開する。なお、21時以降を含む利用時間帯については、上記ア)の事項について、事前に利用者に了解を得たうえで受け付けることとする。

ウ) 新規団体登録受付

- ・緊急事態宣言中、区内・区外登録ともに受付を中止していたが、再開する。

③個人利用の取扱いについて

ア) 21時以降を含む利用時間帯の一般公開及び指導公開

- ・緊急事態宣言中は中止としていたが、感染防止対策の徹底及び21時までを条件として再開する。ただし、種目特性等に応じて柔軟に対応することとする。

イ) 公開日としての利用時間帯設定がない3体育館トレーニングルーム、弓道場、赤羽スポーツの森公園競技場・赤羽体育館ランニングステーション及び十条台小学校温水プール

- ・感染防止対策の徹底21時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて21時までに退館・退場する）。
- ・21時まで利用時間が緩和されたことに伴い、緊急事態宣言中に行っていたトレーニングルーム定期券の還付（払戻し）については、行わないこととする。新規で定期券の購入申請があった場合は、時間短縮について口頭で説明し、同意の上発行する。

④ 駐車場について

各施設の閉場時間に応じ、屋内・屋外施設ともに利用可とする。ただし、最大で21時までとする。